

議 第 286 号

平成26年6月6日提出

熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部改正について

熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸山政史

熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部を改正する条例

熊本市高齢者生きがい作業所条例（平成19年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の表熊本市幸田高齢者生きがい作業所の項を削る。

第3条第1号を削り、同条第2号中「陶芸等」を「陶芸、園芸、手芸又は木彫」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号を削り、同条第4号中「前3号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

第5条第2項第3号及び第8条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（提出理由）

幸田高齢者生きがい作業所を廃止し、及び高齢者生きがい作業所の事業を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。